

令和6年3月29日

以下のとおり懲戒処分等を行ったので公表する。

飯塚市長 武井政一

懲戒処分（当該職員）

被処分者の所属(部局名) 及び補職名	経済部 課長補佐級
年齢(歳代) 及び性別	50歳代 男性
処分内容	免職
処分年月日	令和6年3月29日
処分理由及び根拠法規	各種団体等現金(公金外)横領 地方公務員法 第29条第1項第1号、第2号、 第3号

懲戒処分（管理監督者）

被処分者の所属(部局名) 及び補職名	経済部 部長
年齢(歳代) 及び性別	50歳代 男性
処分内容	戒告
処分年月日	令和6年3月29日
処分理由及び根拠法規	各種団体等現金(公金外)横領にかかる管理 監督責任 地方公務員法 第29条第1項第1号、第2号

被処分者の所属(部局名) 及び補職名	経済部 課長級
年齢(歳代) 及び性別	50歳代 男性
処分内容	減給 10分の1 2箇月
処分年月日	令和6年3月29日
処分理由及び根拠法規	各種団体等現金(公金外)横領にかかる管理 監督責任 地方公務員法 第29条第1項第1号、第2号

【事案】 各種団体等現金（公金外）の横領にかかる事案の概要等

1. 対象者

経済部 課長補佐級 50歳代 男性 (職員A)

2. 事案の概要

本市経済部に事務局を置く、飯塚市筑前茜染協議会（以下「協議会」という。）の準公金の会計事務において、課長補佐級職員A（以下「職員A」という。）が、令和4年度から令和5年度にかけて10件、①4,525,940円の不正な引き出しを行ったものであります。

その内訳については、令和4年度分は消耗品費42件のうちの5件（1,160,000円）で、令和5年度分は消耗品費40件のうちの4件（1,680,740円）と調査料1件（1,685,200円）の計5件（3,365,940円）であります。

不正引き出しの様態は、請求書を偽造、請求書を改ざん、請求とは違う発注を行って差額を生じさせることにより、協議会の通帳から現金を引き出したものであります。

引き出した金額①4,525,940円の用途については、事案発覚後の調査により、事業者への支払いが確認されたものが②1,909,370円、職員Aが「自宅に持ち帰り金庫で保管していた」と主張するものが③1,706,520円、職員Aが「協議会の活動のために別業者に支払った」と主張するものが④910,050円となっています。

なお、③1,706,520円と④910,050円は、職員Aから市へ返金済みであります。

① 不正引き出しの総額	10件	4,525,940円
② 事業者へ支払いが確認された額		1,909,370円
③ 自宅に持ち帰り金庫で保管していたとされる額		1,706,520円
④ 協議会の活動のために別業者に支払ったとされる額		910,050円
②③④ 計		4,525,940円

・返金された額

③ 自宅に持ち帰り金庫で保管していたとされる額	1,706,520円
④ 協議会の活動のために別業者に支払ったとされる額	910,050円
③④ 計	2,616,570円

3. 事案の経過と状況

- (1) 令和6年2月から協議会の決算等の準備を行ったところ、領収書等の不備が発見される。
- (2) 不備について確認を行っていたところ、令和4年8月2日から令和6年2月2日までの間において、疑義のある10件4,525,940円の現金引き出しが判明する。4,525,940円うち1,909,370円については、事業者への支払いが確認される。
- (3) 令和6年2月26日、職員Aが10件の不正な引き出しを認める。
- (4) 令和6年2月27日、職員Aが自宅に保管していたとする1,706,520円を返金。引き続き、使途不明金について調査を行う。
- (5) 令和6年3月18日、職員Aが残りの910,050円を返金。(全額返金)
- (6) 令和6年3月29日、職員Aは「懲戒免職」、管理監督者である部長は「戒告」、課長級は「減給10分の1 2箇月」の処分を決定する。